

掲示期間 10.10 - 10.19

新潟市潟東歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第 44 号

新潟市潟東歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

新潟市潟東歴史民俗資料館条例（平成 16 年新潟市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

| 区分 | 観覧料の額（1 人 1 回につき）（円） | |
|-------|----------------------|------------|
| | 個人 | 団体（20 人以上） |
| 一般 | 650 | 520 |
| 小・中学生 | 390 | 260 |

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。